

ヒアリング項目：

「社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について情報連携の項目を追加するよう見直し」

【提案事項】

- ① 予防接種法による予防接種の実施に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報追加
- ② 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報追加

8

平成29年7月13日
豊田 市

1 今回の提案

- ① 予防接種法による予防接種の実施に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報情報の追加
- ② 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報情報の追加

2 求める措置の具体的内容

＜情報連携が必要な事務について＞

- ① 別表第2の項番16の2の項に係る主務省令第12条の2に記載されている事務を処理するために、情報連携できる特定個人情報情報は「予防接種に関する記録に関する情報」がある。
しかし、予防接種の実施にあたり、予防接種法施行令で定める高齢者インフルエンザ等の60歳以上65歳未満の対象者選定を行うに当たっては「**身体障害者手帳の交付に関する情報**」が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう改正を求める。
- ② 別表2の項番18に係る主務省令第13条第2項に記載されている事務を処理するために、情報連携できる特定個人情報情報は「地方税関係情報又は住民票関係情報」に限られている。
しかし、当該事務を処理するためには「**生活保護関係情報**」及び「**中国残留邦人等支援給付等関係情報**」が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう改正を求める。

提案① 予防接種法による予防接種の実施に関する事務

○ 予防接種の身体障害者手帳の交付に関する情報とは

- ・ 高齢者インフルエンザ等の「60歳以上65歳未満」の**対象者**については、予防接種法施行令第1条の3第1項の表インフルエンザの項第2号に「心臓、腎臓、若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するもの」としている。
- ・ 多くの市町村では、これを認める基準を「身体障害者手帳1級の交付を受けているもの」としており、対象者の把握が必要である。

【参考①】平成28年度豊田市の60歳以上65歳未満の身体障害者手帳1級取得者数
基準日：平成27年9月1日

	身体障害者1級 ※1
高齢者インフルエンザ	167人
高齢者肺炎球菌 ※2	103人

※1 身体障害者1級：身体障害者手帳1級取得者
※2 高齢者肺炎球菌について、既に23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある者で、接種対象外となる者を除く。

○ 具体的事例：自己負担を記載した予防接種券の作成

【現状・課題】

- ▼ 市町村が60歳以上65歳未満の高齢者インフルエンザ等の対象者を把握するため
⇒ 身体障害者手帳1級の交付に関する情報が必要!
- ▼ 厚生労働省ホームページ「インフルエンザQ&A」には、対象者要件の中に「概ね、身体障害者障害程度等級1級に相当します」と記載
⇒ 現制度は情報照会できず!

現状

担当部署（一般市、町村は県）への
名簿提供の依頼

見直し後

マイナンバーの活用により
障害者関係情報の確認が可能に!



事務処理の
効率化!

関係部署への依頼の省略

対象者の
円滑な把握

予防接種券
60歳以上
65歳未満

予防接種券
65歳以上

提案① 予防接種法による予防接種の実施に関する事務

マイナンバー法 別表第2の改正(案)

マイナンバー法 別表第2(抜粋)

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
16の2 都道府県知事又は市町村長	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事又は市町村長	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの

11

改正案
(上欄を追加)

情報提供者	特定個人情報
<u>都道府県知事</u>	<u>障害者関係情報であって主務省令で定めるもの</u>
都道府県知事又は市町村長	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの

マイナンバー法別表第2 16の2の項に

障害者関係情報を追加する改正を求める!

提案② 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務

○ 予防接種の実費の徴収とは

- ・ 予防接種とは、伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づき市町村長が実施する。
- ・ 予防接種の実費徴収は、被接種者の受益的要素を鑑み、予防接種法第28条（実費の徴収）、同令第33条（実費）の条項をもとに「**経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。**」としている。
- ・ 多くの市町村では「**負担することができないと認めるときは、この限りでない。**」と認める基準を「**生活保護受給者・中国残留邦人等支援受給者**」としており、対象者の把握が必要である。

【参考②】平成28年度豊田市高齢者の予防接種対象者数
基準日：平成27年9月1日

	対象者数	生活保護等※
高齢者 インフルエンザ	92,486人	935人
高齢者 肺炎球菌	19,416人	227人

※生活保護等：生活保護受給者・中国残留邦人支援受給者

○ 具体的事例：自己負担を記載した予防接種券の作成

【現状・課題】

- ▶ 多くの市町村が、予防接種の実費徴収事務において、**生活保護受給者等に対して減免措置**を設置
- ⇒ **対象者の把握が必須！**
- ▶ 予防接種法の逐条解説において「**経済的理由により負担できない者の数については、市町村民税の課税状況や生活保護世帯数を勘案して、概ね全体の2割から3割が想定されている**」と記載
- ⇒ **現制度は情報照会できず！**

現状

担当部署（町村は県）への
名簿提供の依頼

見直し後

マイナンバーの活用により
生活保護関係情報等の確認が可能に！



事務処理の
効率化！



関係部署への依頼の省略

対象者の
円滑な把握

予防接種券

自己負担なし

予防接種券

自己負担あり

提案② 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務

マイナンバー法 別表第2の改正(案)

マイナンバー法 別表第2(抜粋)

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
18 市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

改正案
(上欄を追加)

情報提供者	特定個人情報
<u>都道府県知事等</u>	<u>生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの</u>
市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

マイナンバー法別表第2 18項に

生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報

を追加する改正を求めると!